

CT 検査を依頼される医師各位

琵琶湖養育院病院

【重要】CT検査依頼時の患者さまに対する検査実施前説明のお願い

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行される令和2年4月より診療用放射線に係る安全管理体制を確保することが義務化されました。

当院医療放射線管理委員会にて作成した「診療用放射線の安全利用のための指針」に基づき、CT検査を依頼する医師は、患者に対して医療被曝に関する説明を行うこと。特に、**CT検査の正当化**（リスク・ベネフィットを考慮した検査・治療の必要性、CT検査が病気の発見・治療に必要不可欠であること）の**説明は検査前に依頼医が必ず行って頂き、患者に説明した旨をカルテに記入して頂く必要があります。**

日本医学放射線学会のガイドラインでは、

- ・紹介患者の放射線診療

紹介する病院等では、紹介する医師又は歯科医師が正当化及び依頼内容の最適化を行い、これらの内容を含めて患者に対して放射線診療の実施前説明を行う。

と記されています。

実務的には、当院作成の「CT検査についての説明書」を患者さまに渡し、「CT検査に伴う放射線被曝について」の項目を患者さまに説明をお願いします。

これを規定の方法とするので、カルテ・診療情報提供書に「説明を規定の方法で行った」と記入してください。

また、患者が説明できない状態である時は、意思疎通が図れず説明は不可能であった 救命を優先する為、説明は不可能であった などとカルテ・診療情報提供書に記入してください。

各学会のガイドラインでもカルテに記入する事が重要視されています。

※「CT検査についての説明書」は当院HPよりダウンロードできます。

上記の方法以外でも、独自に医療被曝について説明されていれば、その旨を診療情報提供書、カルテに記入してください。

現在も説明して頂いているとは存じますが、ご理解の上、ご協力をお願いします。